

令和3年函審第18号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年6月9日12時45分

北海道神威岬北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

遊漁船B

総トン数	4.9トン	
登録長	11.90メートル	7.61メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	405キロワット	110キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪の前方に磁気コンパス、左舷側にGPSプロッター、レーダー及び魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、遊漁船業に従事するときの最大とう乗人員が旅客12人及び船員2人のFRP製遊漁船兼作業船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客5人及び知人2人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年6月9日05時00分北海道古平漁港を発し、北海道積丹岬北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時00分前示釣り場に到着して遊漁を始めたものの、釣果が思わしくなかったことから釣り場を移動することとし、07時30分同釣り場を発進して神威岬東方沖合の釣り場に向かい、10時00分同釣り場に到着し、機関を中立運転として漂泊しながら遊漁を始めた。

a受審人は、再び釣り場を移動することとし、12時35分神威岬東方沖合を発進して同沖合を西行し、12時40分僅か過ぎ神威岬灯台から039度（真方位、以下同じ。）1.36海里の地点で、針路を311度に定め、5.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、舵輪後方に立って操船に当たり、12時42分神威岬灯台から031.5度1.38海里の地点に達したとき、正船首540メートルのところに

Bを視認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り客との会話に気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないで続航し、12時45分僅か前、船首至近に同船を認め、機関を後進に掛けたものの、及ばず、12時45分神威岬灯台から020度1.45海里の地点において、Aは、原針路のまま、1.5ノットの速力となったとき、その船首がBの船尾右舷に右舷後方から9度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッター、レーダー、舵輪及び機関遠隔操縦装置、舵輪後方に操縦席をそれぞれ備え、汽笛を装備した最大とう乗人員旅客9人船員1人のFRP製遊漁船で、b受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日11時50分北海道余別漁港を発し、神威岬北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、12時05分頃前示釣り場に到着して魚群の探索を行い、12時15分衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を始め、自らは左舷船尾甲板に立ち、釣り客2人に船首甲板及び船尾甲板でそれぞれ遊漁を行わせていたところ、12時40分右舷船尾方約900メートルのところに、自船に向かって接近するAを初めて視認した。

b受審人は、12時42分神威岬灯台から020度1.45海里の地点で、船首が320度を向いていたとき、Aが右舷船尾9度540

メートルのところとなり，その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めたが，Aがいずれ避航するものと思いい，警告信号を行わず，同船が更に接近しても機関を使用して移動するなど，衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして，b受審人は，12時45分僅か前右舷船尾至近に迫ったAに衝突の危険を感じ，機関を前進に掛けたものの，効なく，船首が320度を向いたまま，前示のとおり衝突した。

衝突の結果，Aは，船首外板に擦過傷を，Bは，船尾右舷外板に亀裂を伴う擦過傷，ドライブユニットに破損等をそれぞれ生じた。

(航法の適用)

本件は，神威岬北方沖合において，航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので，港則法及び海上交通安全法の適用がない海域で発生していることから，一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には，航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから，同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は，神威岬北方沖合において，航行中のAが，見張り不十分で，漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが，漂泊中のBが，警告信号を行わず，衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は，神威岬北方沖合において，釣り場を移動するために航行する場合，前路の他船を見落とすことのないよう，見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが，同人は，釣り客との会話に気を奪わ

れ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、神威岬北方沖合において、遊漁のため漂泊中、Aが自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めた場合、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、Aがいずれ避航するものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月3日

函館地方海難審判所

審判官 植松 正